

自立支援協議会の設置意義と現状 及び 相談支援専門員に期待するもの

令和5年（2023年）9月1日（金）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局
障がい者支援課

自立支援協議会とは

○設置根拠

「障害者総合支援法」第89条の3（協議会の設置）に基づき設置。

なお、設置は地方公共団体の努力義務となっている。

○自立支援協議会の概要

地方公共団体が、障がい者等に係る地域の課題を解決するため、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の構築を着実に進めていく役割を担う。

その取組を着実に進めていくためには、地域の関係機関等が参画し、個別事例の検討等を通じて、地域の障害者等のニーズ把握やその地域に不足しているサービスや支援等の課題を明らかにすることが重要。

障害者総合支援法の改正に伴う内容の変更

○改正法の施行日

令和6年4月1日から施行（令和4年12月16日公布）

○自立支援協議会に係る改正の概要

- ①協議会を通じた「地域づくり」にとって、「個別事例から地域課題の抽出」の取組が重要であることを踏まえ、協議会の役割に「障害者等の適切な支援に関する情報共有」について明確化。（改正前は「地域における障害者等への支援体制に関する課題」についての情報共有のみを規定）
- ②協議会は、地域の関係機関等に対し、情報提供や意見表明等の協力を求めることができること、また、求めがあった場合には関係機関等が協力するよう努める旨規定。【新設】
- ③個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課した。【新設】

令和4年障害者総合支援法改正を踏まえた（自立支援）協議会の機能と構成

（自立支援）協議会の役割・機能（障害者総合支援法89条の3関係）

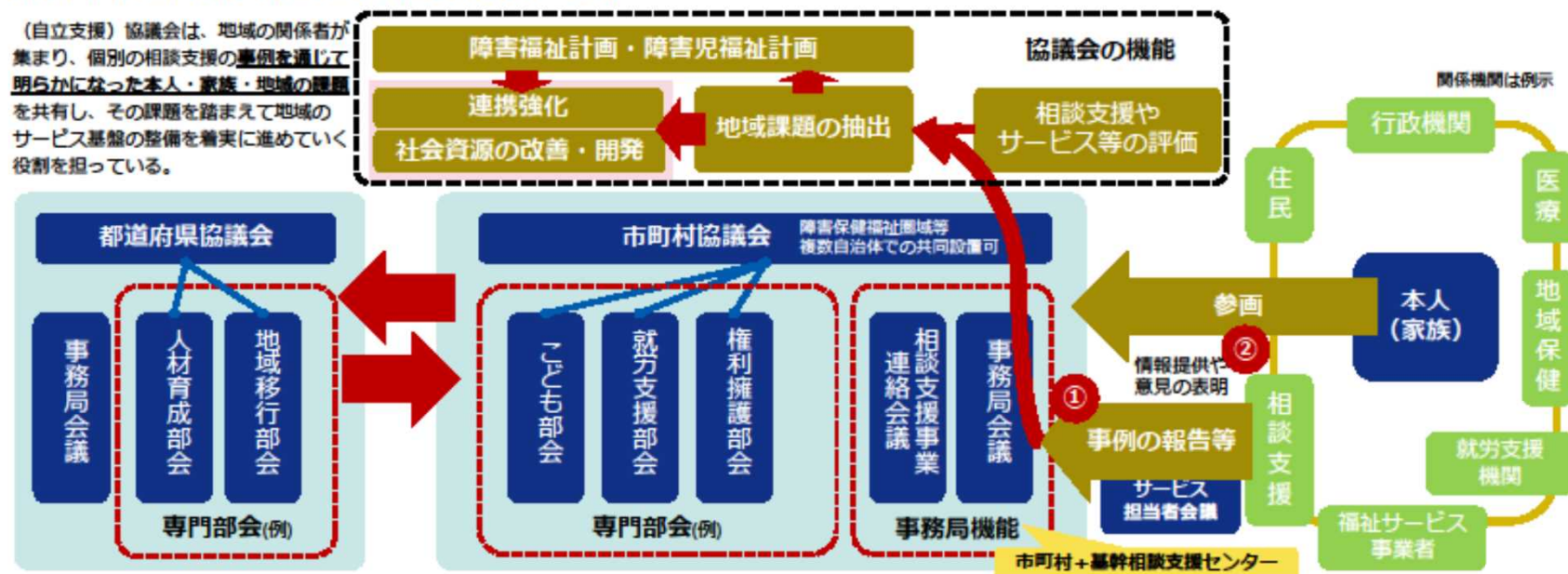
令和6年4月1日施行

- 改** ① 協議会を通じた「地域づくり」(※) にとっては「個から地域へ」の取組が重要。(第2項改正)
- 「協議会は関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への適切な支援に関する情報及び支援体制に関する課題についての情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。」
- 新** ② 協議会は地域の関係機関等に情報提供や意見の表明等の協力を求めることができることとし、協力を求められた関係機関等がこの求めに応じることについて努力義務を課す。(第3項、第4項新設)
- 新** ③ 個別の支援に係る検討に基づく地域の支援体制の検討を明確化したことに伴い、協議会関係者に対し、守秘義務を課す。(第5項新設)
- * 今回改正により、社会福祉法（重層的支援会議等）・生活困窮者自立支援法（支援会議）・介護保険法（地域ケア会議）と同旨の規定をもつものとなった。(第3項～第6項)

地域の状況を反映した、現に住民が直面している課題を検討することによる協議会の活性化

(※) 協議会を通じた「地域づくり」の取組イメージ例

（自立支援）協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかにした本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。



出典：
令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

市町村自立支援協議会と県自立支援協議会

○市町村自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担う。

・主な機能

地域における障がい者等への支援体制に関する課題の共有

地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握

地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善に向けた協議

地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組

個別事例への支援のあり方に関する協議、調整

基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証 など

○県自立支援協議会

県全域の障がい者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置される。

・主な機能

相談支援従事者の人材確保・養成方法の協議

障がい者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議 など

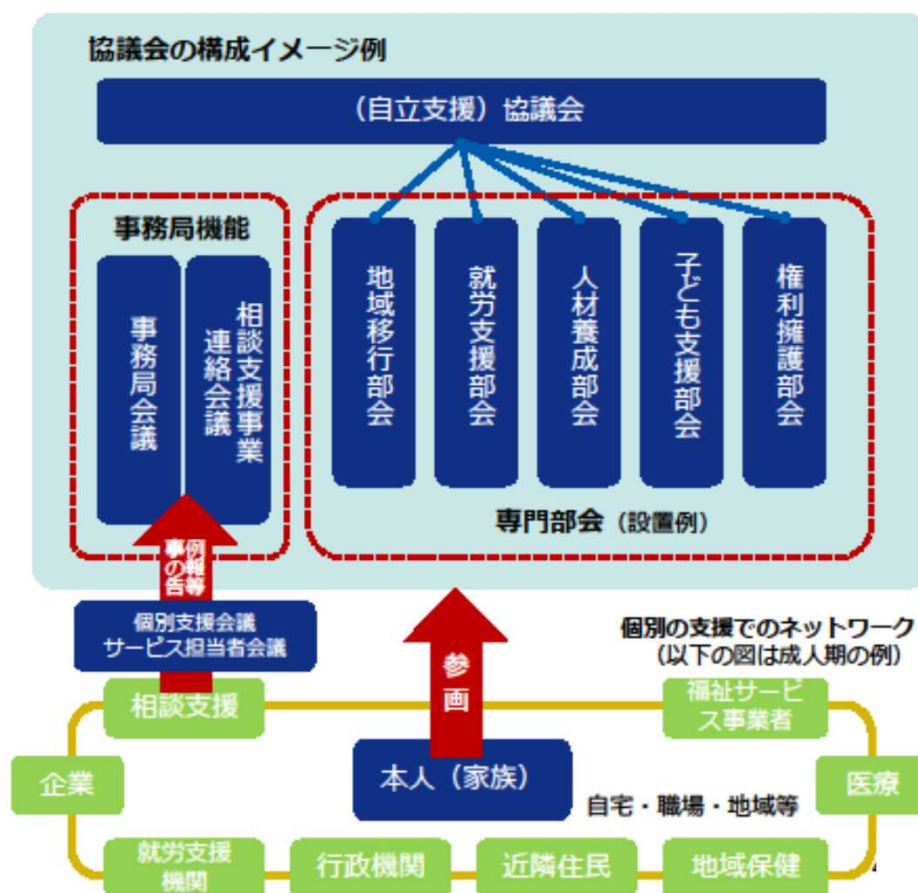
市町村協議会の主な機能

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

市町村協議会の主な機能

- ・ 地域における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 地域における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握
- ・ 地域における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議
- ・ 地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- ・ 個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・ 地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
- ・ 市町村から障害者相談支援事業の委託を受ける事業者が作成する事業運営等の評価
- ・ 基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 市町村障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営等

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」（平成25年3月28日 障発0328-8）



出典：
令和5年度相談支
援従事者指導者
養成研修会資料

都道府県協議会の主な機能

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

都道府県協議会の主な機能

- ・都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議・相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・専門部会等の設置、運営等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十九条の三第一項に規定する協議会の設置運営について」(平成25年3月28日 障発0328-8)

都道府県相談支援体制整備事業の概要

実施要綱

目的 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

事業内容

- ・地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・地域における専門的支援システムの立ち上げ援助
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

アドバイザー

- ・地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

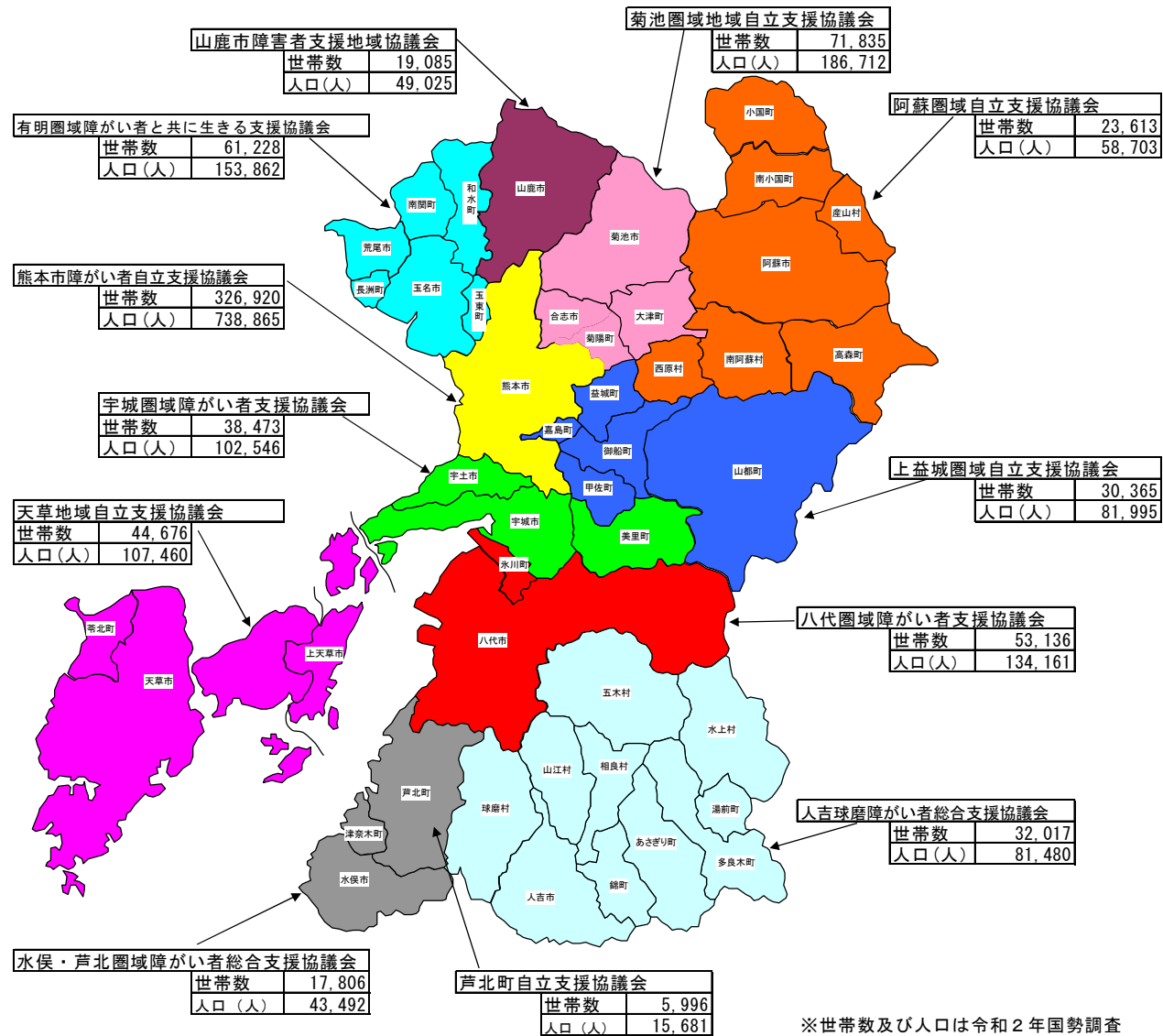
出典：
令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

熊本県内市町村での自立支援協議会設置状況

(R5. 4. 1時点)

	自立支援協議会名	構成市町村	令和4年度全体会開催回数
1	熊本市障がい者自立支援協議会	熊本市	3
2	八代圏域障がい者支援協議会	八代市、氷川町	2
3	人吉球磨障がい者総合支援協議会	人吉市、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町	2
4	有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会	荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、和水町、長洲町	1
5	水俣・芦北圏域障がい者総合支援協議会	水俣市、芦北町、津奈木町	1
6	山鹿市障害者支援地域協議会	山鹿市	2
7	菊池圏域地域自立支援協議会	菊池市、合志市、大津町、菊陽町	1
8	宇城圏域障がい者支援協議会	宇土市、宇城市、美里町	2
9	天草地域自立支援協議会	上天草市、天草市、苓北町	1
10	阿蘇圏域自立支援協議会	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村	1
11	上益城圏域自立支援協議会	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町	1
12	芦北町自立支援協議会	芦北町	2

県内の地域協議会



令和4年度（2022年度）熊本県
障がい者自立支援協議会資料より

地域自立支援協議会の課題

【自立支援協議会での取組】

- ・各部会で行っている取り組みについて、課題の抽出に取り組んでいるものの、部会から全体会に対する課題解決に向けた提案まではつながっていない。
- ・指定特定相談支援事業所や短期入所事業所の不足、就労支援事業所における工賃向上の検討、療育支援にかかるアンケート実施後の活用の仕方などに課題がある。
- ・地域生活支援拠点等について、毎年、新規加入の事業者があるが、実績として少ない。行政・事業者ともに学びの場を増やし、積極活用につなげていく必要がある。

【人材確保・育成関係】

- ・計画相談のニーズ対応する事業所や従事者数も充足しておらず、相談支援の受け皿の不足が課題。
- ・基幹相談支援センター設置に向けて協議を行っているが、圏域においては人材に乏しく、どの事業所も余裕がないため、相談支援専門員の確保が難しいことから、受託できる事業所がない可能性がある。
- ・指定特定相談事業所及び相談支援専門員が不足しており、基幹相談支援センターの設置についても非常に困難な状況にある。

【自立支援協議会の停滞】

- ・全体会においては、人数が多く集まりにくいことと、組織の代表者で構成されることから形式的な会議となっている。
- ・委員からの活発な意見がでない。

(令和4年度(2023年度)熊本県自立支援協議会資料から抜粋)

相談支援専門員に期待するもの

○多職種連携の推進

相談支援への対応も、今や多職種連携が必要となってきている。それぞれの違いを知り、地域での連携を推進いただきたい。

○ひとりで悩まず、相談できる関係、体制の構築

特に人数の少ない事業所では、相談できる相手がおらず、ひとりで悩む状況も多いものと思われる。そのため、他の相談支援従事者の支援にも携わっていただきたい。

○相談支援専門員の人材育成・質の向上への積極的な関わり

相談支援専門員の人材不足を解消するには、研修を充実していくことが必要。特に、初任者研修は相談支援専門員となるための重要な研修。研修の講師、ファシリテーター等がいなければ、数・質ともに満足した研修は実施できない。県研修に積極的に関わっていただきたい。

○自立支援協議会への積極的な関わり

県自立支援協議会で出た課題だけではなく、全国的に自立支援協議会の形骸化が指摘されている。

地域の個別のニーズに対応しながら、そこから見える地域の課題を皆で議論しながら解決を図る場となれるよう、自立支援協議会を活性化いただきたい。

障がいがあっても、“その人らしい生活”ができるような相談体制の整備を！

相談支援専門員に求められる多職種連携

相談支援専門員は保健、医療、福祉、就労支援、教育等の機関や事業者との連携を図る必要がある。そのためには、個別の利用者の支援における連携のほか、その連携を可能とするような地域の基盤構築にも取り組む必要がある。

個別の支援における関係機関の連携

地域における連携体制の構築



○支援計画等の相互交換

サービス等利用計画、個別支援計画、各機関の作成する支援計画等

○各支援機関が必要とする情報の相互提供



オンラインの利活用も可能

○利用者の支援を協働で検討する会議等の開催・参加

サービス担当者会議の開催と必要な関係機関等への参画依頼

障害福祉サービス事業所等の個別支援会議や医療機関の実施するカンファレンス等への参画



○地域の関係機関の把握

一覧できるリスト化する等により、地域の関係機関を把握。

○顔の見える関係づくり

地域の関係機関を単に把握するだけでなく、連携の核となる担当者や相手方の特長等について理解するほか、可能な限り顔の見える関係構築を図る。

○地域課題の検討や解決に向けた取組の実施

本人・家族や相談支援事業所のみならず、各分野の関係機関や関係者、地域の関係者も参画した協議や課題解決に向けた具体的な取組の実施。

(自立支援) 協議会や重層的支援会議等の活用、地域の事業所の連絡会等への参加等

出典：
令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会資料

地域の相談支援体制の強化に向けた取組と地域づくり（イメージ）

本イメージは構造理解のための、あくまで便宜的な図であり、正確性を期したものではない。



出典：
令和5年度相談支援従事者指導者養成研修会資料